

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
・漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立	水産経営課
・道路の供用開始	道路維持課
◎ 公 告	
・クリーニング師試験の実施	生活衛生課
・大規模小売店舗の新設の届出	経営支援課
・土地改良区の清算人の就任	農村整備課
・測量の終了	建設企画課
◎ 正 誤	
○令和5年7月7日付け長崎県公報号外中	港 湾 課

## 告 示

### 長崎県告示第502号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和5年7月18日

長崎県知事 大石 賢吾

加 入 区	漁 業 の 区 分
美津島町第2加入区	大型定置漁業及びはえなわ式あなごかご漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）
豊玉町第2加入区	小型定置漁業（落とし網を使用するものをいう。）

### 長崎県告示第503号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年7月18日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
------------	---------	---------

一般国道 204号	松浦市御厨町西木場免字蛭田333番1地先から 松浦市御厨町西木場免字五反田305番1地先まで	令和5年7月18日
--------------	---	-----------

## 公 告

### クリーニング師試験の実施（公告）

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、令和5年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和5年7月18日

長崎県知事 大石 賢吾

#### 1 試験の日時及び場所

- 日 時 令和5年10月16日（月曜日）午前10時から
- 会 場 長崎県庁
- 所在地 長崎市尾上町3番1号

#### 2 試験の方法及び科目

- 学科試験
  - 衛生法規に関する知識
  - 公衆衛生に関する知識
  - 洗たく物の処理に関する知識
- 実技試験  
洗たく物の処理に関する技能（しみ識別、繊維識別）

#### 3 受験資格

- 中学校卒業又はこれと同等以上の学力があると認められる者
- 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終えた者又はクリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和30年厚生省令第21号）附則第2項の規定によりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

#### 4 受験手続

- 提出する書類
  - 受験願書
  - 写真（出願前6か月以内に脱帽して正面から撮影したサイズ縦4.5cm横3.5cmのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）
  - 履歴書
  - 受験資格を有する者であることを証する書類（卒業証明書等）  
※卒業証書の写しを提出する場合は、卒業証書の原本確認が必要。
- 受験手数料 7,000円  
長崎県収入証紙を受験願書に貼付すること。
- 提出先  
受験者の住所を管轄する保健所。ただし、長崎県外に居住する者は、長崎県県民生活環境部生活衛生課（〒850-8570長崎市尾上町3番1号）。
- 受付期間  
令和5年8月7日（月曜日）から8月25日（金曜日）まで  
受付時間は、前記期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前9時から午後5時までとする。

#### 5 受験票の送付

受験票は、長崎県県民生活環境部生活衛生課から直接受験者に送付する。

#### 6 合格者の発表

令和5年11月1日（水曜日）に、長崎県庁1階エントランスホール及び県のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するとともに、合格者に文書で通知する。

#### 7 その他

この試験についての受験手続、その他不明な点は、最寄りの保健所又は長崎県県民生活環境部生活衛生課（電話095-895-2363）に問い合わせること。なお、文書による問い合わせには、必ず返信用切手を同封すること。

### 大規模小売店舗の新設の届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和5年7月18日

長崎県知事 大石 賢吾

#### 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）新大村駅前PJ

長崎県大村市植松三丁目160番地2の一部 外

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

大和ハウス工業株式会社 代表取締役 芳井 敬一

大阪市北区梅田三丁目3番5号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社良品計画 代表取締役 堂前 宣夫

東京都豊島区東池袋四丁目26番3号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和6年3月1日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,587平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

建物敷地内 72台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

A棟北東側 20台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

A棟南西側 50.0平方メートル

B棟北西側 25.0平方メートル 合計75.0平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

A棟内南西側 12.15立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時00分から午後9時00分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後9時30分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

建物敷地北東側及び北西側 2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

#### 2 届出年月日

令和5年6月29日

#### 3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、大村市産業振興部商工振興課

#### 4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

### 土地改良区の清算人の就任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項の規定において準用する同法第18条第17項の規定により、清算法人国営佐々土地改良区から清算人の就任の届出があった。

令和5年7月18日

長崎県知事 大石 賢吾

就任清算人	
氏 名	住 所
谷 本 忠 利	北松浦郡佐々町市瀬免140番地
坂 口 隆 英	北松浦郡佐々町角山免688番地
山 下 義 信	北松浦郡佐々町志方免175番地
辻 藤志郎	北松浦郡佐々町角山免910番地
筒 井 浩 一	北松浦郡佐々町平野免552番地
廣 川 勝 巳	北松浦郡佐々町迎木場免1048番地 1
前 田 和 男	北松浦郡佐々町市瀬免537番地
大 瀬 健 吾	北松浦郡佐々町八口免304番地
筒 井 勝 二	北松浦郡佐々町木場免263番地 2

### 測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和5年7月18日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
西彼杵郡長与町高田郷（一部）地域	令和5年6月29日

## 正 誤

令和5年7月7日付け長崎県公報号外中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
8	15～17	以下、表外記載（※）	以下、表外記載（※）

※8ページ15行目から17行目までの正誤について

【誤】

改正後			改正前		
別表第4（第29条関係）			別表第4（第29条関係）		
港湾名	港湾施設の種類	港湾施設の名称	港湾名	港湾施設の種類	港湾施設の名称
長崎港	略		長崎港	略	
	浮棧橋及び駐車場	小江ボートパーク	略		
略					

【正】

改正後			改正前		
別表第4（第29条関係）			別表第4（第29条関係）		
港湾名	港湾施設の種類	港湾施設の名称	港湾名	港湾施設の種類	港湾施設の名称
長崎港	略		長崎港	略	
	浮棧橋及び駐車場	小江ボートパーク			
略			略		

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通  
(八九五)二二一四一

印刷所  
長崎市榑島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
弥ト